

事務連絡  
令和3年9月6日

各事業所管理者 様

島原地域広域市町村圏組合  
介護保険課長 上田 和久  
(公印省略)

地域密着型介護老人福祉施設における安全管理体制等に係る  
届出書の提出について

日頃より本組合介護保険行政に対しご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年度の介護報酬改定につきましては、令和3年3月に示されたところですが、その中で介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点から、事故発生の防止及び発生時の防止対応のリスクマネジメントにおいての基準の見直しが行われました。具体的には、事故発生防止のための指針作成、委員会の開催、従事者に対する研修の実施及び委員会や従事者に対する研修を実施する担当者の設置等、これらの運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合は、減算されることになりました。

既に、届出書を提出していただいている事業所におきましては、更なるリスクマネジメントの強化をお願いいたします。

なお、提出されていない事業所におかれましては、令和3年9月30日までに提出していただきますようお願いいたします。

未提出の場合は、減算となりますので、ご注意ください。

記

(提出書類)

- ① 変更届出書
- ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ③ 安全管理体制未実施減算・安全対策体制加算に係る届出書
- ④ 事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を実施する担当者がわかる書類 (任意様式)
- ⑤ 担当者が安全対策に係る外部研修を受けていることが確認できる書類
- ⑥ 施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制がわかる書類 (任意様式)

※⑤⑥は、安全対策体制加算を取得される場合のみ提出

◎ホームページのお知らせに様式等を掲載しております。

島原地域広域市町村圏組合  
介護保険課 給付係  
電話：0957-61-1104  
Fax：0957-61-9104